

## 分類事務処理体制及び事前教示制度等の説明会のご案内

### 輸入者及び通関業者の皆様へ

#### 《内 容》

事前教示制度は、昭和 41 年の申告納税制度の導入に伴い、関税の課税の多様性、新規商品についての税表分類の技術的困難性を考慮し、適正かつ円滑な納税を確保するため導入されたものです。

事前教示制度のメリットは、貿易関係業者がこの制度を利用することにより、事前に輸入予定貨物の関税率等が判明するため、原価計算が確実にできるなど販売計画が立てやすくなる。また、貨物の輸入申告時に税番、税率等が判明しているため迅速かつ適正な通関処理が図られます。

更なる事前教示制度のご利用のために輸入貨物の品目分類（事前教示制度）説明会を開催しますので、ご案内いたします。

また、国内分類例規の改正（釜飯の素（具と調味液から成る調製食料品））等についてもお知らせします。

《開催日時》 平成 25 年 3 月 15 日（金） 13：30～16：00

《開催場所》 千歳税関支署 官庁部分 3 階共用会議室  
千歳市美々（新千歳空港国際線旅客ターミナルビル内）

○JR 札幌駅から 36 分、JR 苫小牧駅から 30 分

○バス利用は札幌都心から約 70 分、苫小牧から約 40 分、室蘭から約 100 分

※お越しの際は、国際線旅客ターミナルビル官庁用出入口において守衛による入場手続きをお済ませ下さい。

また、駐車場の確保は難しいことから、お車でのご来場はご遠慮願います。

《対 象 者》 輸出入者、貿易関係者及び通関業者の方

《定 員》 40 名程度

《締 切 り》 3 月 12 日（火） ※先着順、定員になり次第締切り

《申込方法》 次の事項を入力の上、下記メールアドレスに送信することによりお申込み下さい。

- (1) 出席者氏名（フリガナ）
- (2) 社名、所属
- (3) 住所
- (4) 連絡先電話番号

なお、メールの件名には「分類事務処理体制及び事前教示制度等説明会（貴社名）」と記載願います。

説明会申込みのメールアドレス

hkd-gyomu-kansa@customs.go.jp

※説明会開催についての問合せ先

函館税関業務部 関税鑑査官 沢口

TEL：0138-40-4716